

こんな時には、手続きが必要です

県営住宅に入居されている間、以下のような事由が発生した場合、すみやか（1か月以内を目途）に埼玉県住宅供給公社(管轄支所)で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

ご注意ください	(1)世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。 (2)手続きに必要な添付書類は、原本(3か月以内の交付)を提出してください。
---------	--

【主な手続き一覧】 下記以外の書類が必要となる場合もあります。

内容	申請書の種類	必要書類(添付する証明書等)
<ul style="list-style-type: none"> 子の出生 同居者の転出(死亡・離婚・別居等) 	入居世帯異動届(世帯員の異動)	<ul style="list-style-type: none"> ○出生の場合……住民票(世帯全員と続柄が記載されているもの) ○死亡の場合……住民票の除票 ○別居等の場合…住民票の除票又は転出先(新住所地)の住民票 ○離婚の場合……戸籍謄本(離婚の事実が確認できるもの)と転出した方の住民票の除票又は転出先(新住所地)の住民票 <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請(減免見直し)をしてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 名義人が結婚したとき 新たに親族を同居させたいとき <p>【同居が可能な方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名義人の配偶者 名義人の一親等の血族又は姻族 	同居承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍謄本(名義人との続柄が確認できるもの) ○同居させたい方の収入の額を証する書類(所得証明書等) <p>※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅に困窮している旨の証明書(建物の賃貸借契約書の写し等) ○納税証明書等(税金を滞納していないことが確認できるもの) <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請(減免見直し)をしてください。</p>
★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。		
<ul style="list-style-type: none"> 名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき <p>【引き続き入居が可能な同居者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名義人の配偶者 名義人の一親等の血族又は姻族であり、①～④のいずれかに該当する方。 <p>① 60歳以上の方 ② 1～4級に該当する身体障がい者の方 ③ 1～2級に該当する精神障がい者の方 ④ ①A、B に該当する知的障がい者の方</p>	入居権利者地位承継承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍謄本(名義人との続柄が確認できるもの) ○転出する名義人の住民票の除票又は転出先(新住所地)の住民票 ○住宅に残る方の住民票(世帯全員と続柄が記載されているもの) ○入居請け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類 <p>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請(減免見直し)をしてください。</p> <p>★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。</p> <p>★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき 	緊急時等連絡先変更承認申請書	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき 	連帯保証人変更承認申請書	○新連帯保証人の印鑑登録証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
<ul style="list-style-type: none"> 入居者の姓名が変わったとき 	改名届	○住民票(改名の事実がわかるもの)等
<ul style="list-style-type: none"> 続けて15日以上使用しないとき 	住宅不使用届	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> 収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難になったとき 	減免申請	○世帯全員の住民票(世帯全員と続柄が記載されているもの) ○所得証明書等

令和6年3月1日から本籍地以外の市町村役場の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。
※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除く
※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません

県営住宅だより

令和7年3月号
NO.130



【お知らせ】「とりあえずやってみよう！」が動画になりました。

修理を頼むその前に…

とりあえず やってみよう!

水回りのトラブル篇
電気のトラブル篇

電気の
トラブル編

水回りの
トラブル編

修理を頼むその前に…

左記のQRコードから動画を確認
してみましょう。

応急処置、とりあえずやってみよう!

休日夜間の修理は時間外料金が発生いたします。内容によって修理代金は入居者負担となる場合がございますので、緊急時を除きご自身で応急処置後、営業時間内にご連絡いただくことをお勧めいたします。(営業時間 平日8:30～17:15)

埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

公営住宅部
 (県営住宅課) TEL048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL048-829-2876
 (県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864
技術部
 (公営住宅技術課) TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL048-645-1772
 川越支所 〒350-1101 川越市的場2218-4ペルアート301号室 TEL049-227-6408
 熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963
 岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL048-794-7146

【報告】自治会交流活動～加須北小浜住宅自治会～

今回は、加須北小浜住宅内で毎月開催されている交流活動について、会長にお話を伺いました。

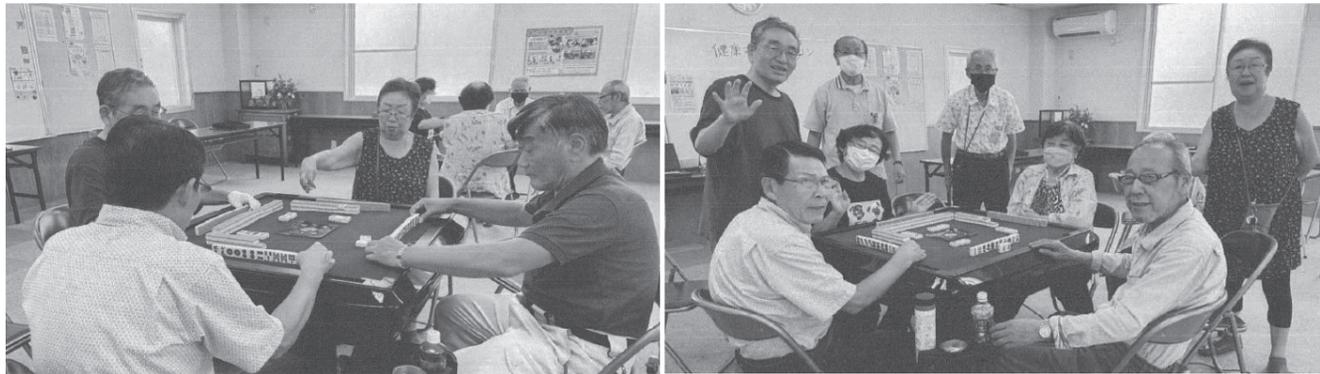
加須北小浜自治会では、入居者の方が交流するきっかけとして自治会独自でカラオケ（月1回）、健康マージャン（月2回）を、また市からインストラクターを招いて、てんとうむし体操※（月2回）や手芸（月2回）を集会所で行っています。

健康マージャンは、昨年からは全自動のマージャン卓も導入され、準備もスムーズになりました。

頭や手の運動にも良く、みなさんと和気あいあいと楽しんでいます。

このような集まりから、住民同士の“繋がり”が出来ればいいなと考えています。

加須北小浜住宅自治会長



※加須転倒無止（てんとうむし）体操「転倒予防」を目的とした加須市独自の体操

【お知らせ】入居期限延長について

入居期限付き（10年）の県営住宅に入居されている方のうち、以下の要件に該当する世帯は申請により入居期限の延長ができる場合があります（※1）。

入居期限満了日の2年前から満了のお知らせを送付します。お知らせの内容をよくお読みいただき、入居期限の延長を希望される場合の手続き等の詳細や質問については、管轄支所にお問合せください。

要件	一般住宅	子育て支援住宅
18歳未満の子を扶養している世帯	○	○
夫婦ともに39歳以下である世帯	○	○
名義人または同居の親族に70歳以上（期限満了時点）の方がいる世帯	○	×
名義人または同居の親族に障がい者のいる世帯（※2）	○	○

※1 家賃滞納・収入超過・県営住宅条例、施行規則、入居要綱等の入居要件に該当しない方は延長が認められません。

※2 ・1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯

・1～2級の精神障がい保健福祉手帳の交付又は年金の受給を受けている方がいる世帯

・④、A、Bに該当する知的障がい者の方がいる世帯

・障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯

期限満了の2年前から県営住宅の入居者募集（年4回：1・4・7・10月）へ応募が可能です。

【お知らせ】令和7年度家賃・駐車場使用料 口座振替日のご案内

必ず引落日の前日までに口座に入金してください。

【家賃 口座振替日】

家賃の引落日は、毎月末日の前日です。ただし、末日の前日が金融機関の休業日の場合は、その前日になります。

納入月	引落日	納入月	引落日
令和7年4月	4月28日(月)	令和7年10月	10月30日(木)
5月	5月30日(金)	11月	11月28日(金)
6月	6月27日(金)	12月	12月30日(火)
7月	7月30日(水)	令和8年1月	1月30日(金)
8月	8月29日(金)	2月	2月27日(金)
9月	9月29日(月)	3月	3月30日(月)

【駐車場使用料 口座振替日】

駐車場使用料の引落日は、家賃の引落日と異なる月もございます。

納入月	引落日	納入月	引落日
令和7年4月	4月28日(月)	令和7年10月	10月30日(木)
5月	5月29日(木)	11月	11月27日(木)
6月	6月27日(金)	12月	12月29日(月)
7月	7月30日(水)	令和8年1月	1月29日(木)
8月	8月28日(木)	2月	2月26日(木)
9月	9月29日(月)	3月	3月30日(月)



駐車場使用料の口座振替は、下記の銀行で取扱いいたします。

・埼玉りそな銀行 ・りそな銀行 ・武蔵野銀行

【お知らせ】(株)八十二銀行での窓口納入と口座振替が終了します

(株)八十二銀行は令和7年3月31日をもって、

納付書の店頭受付・口座振替の新規受付を終了します。

4月1日以降に窓口をご利用される際はご注意ください。

※3月31日以前に契約された口座振替は引き続きご利用可能です。

【お知らせ】生活音が響いているかもしれません

くらしの“音”というのは、自分が思っているよりも下の階やお隣、音の種類によっては、上の階にお住まいの部屋にも響いて聞こえていることがあります。

ゆっくりドアを閉める、電化製品の使用時間を見直すなど、団地にお住まいのみなさんが気持ちよく生活できるよう、今一度普段の“音”に気を配りましょう。

